

定 款

一般財団法人 名古屋公衆医学研究所

一般財団法人名古屋公衆医学研究所 定款

第1章 総 則

第1条（名称）

この法人は、一般財団法人名古屋公衆医学研究所と称する。

第2条（事務所）

この法人は、主たる事務所を愛知県名古屋市に置く。

2 この法人は理事会の決議により従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更または廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

第3条（目的）

この法人は、国民に健康診断及び特定保健指導等を通して健康に対する意識改革の機会を提供し、国民の心とからだの健康保持及び増進を図ることを目的とする。

第4条（事業）

この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 生活習慣病及びその他の疾病の予防及び早期発見に必要な各種検診検査の実施
- (2) 国民の健康保持増進を目指した生活改善への取り組み
- (3) 地域住民、事業所従事者、児童生徒等の健康増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供の事業
- (4) 集団検診に関する研究開発助成・国外における国際医療技術協力
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、愛知県、三重県、岐阜県、滋賀県及びその周辺において行うものとする。

第3章 資産及び会計

第5条（基本財産）

この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものを基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなけ

ればならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

第6条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7条（事業計画及び収支予算）

この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

第8条（事業報告及び決算）

この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類うち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

第4章 評議員

第9条（評議員の定数）

この法人に評議員3名以上12名以内を置く。

第10条（評議員の選任及び解任）

評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 各評議員について、次のイからヘに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
- イ. 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ. 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ. 当該評議員の使用人
- ニ. ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ホ. ハ又はニに掲げる者の配偶者
- ヘ. ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
- (2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
- イ. 理事
 - ロ. 使用人
- ハ. 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- ニ. 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
- ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し、行政官庁の認可を要する法人をいう。）

第11条（評議員の任期）

評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

第12条（評議員の報酬等）

評議員は無報酬とする。

2 評議員には、評議員会で別に定める規程に基づき、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第5章 評議員会

第13条（構成）

評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

第14条（権限）

評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

第15条（開催）

評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

第16条（招集）

評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

第17条（議長）

評議員会の議長は、出席した評議員の中から互選により選出する。

第 18 条（決議）

評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) 合併、事業の全部又は一部譲渡、解散
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 22 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

第 19 条（決議の省略）

理事が評議員の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる評議員の全員が書面または電磁的記録による同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議委員会の決議があつたものとみなす。

第 20 条（報告の省略）

理事が評議員の全員に対し評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があつたものとみなす。

第 21 条（議事録）

評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した評議員及び理事長は、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 役員

第 22 条（役員の設置）

この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 12 名以内
- (2) 監事 2 名以内

- 2 理事会は、理事の中から、1名を理事長、1名を副理事長、2名以内を専務理事、2名以内を常務理事とすることができます。
- 3 第2項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、代表理事以外の理事のうち、副理事長及び専務理事並びに常務理事を同法197条が準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

第23条（役員の選任）

理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

第24条（理事の職務）

理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

第25条（監事の職務及び権限）

監事は次に掲げる職務を行う。

- 2 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 3 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第26条（役員の任期）

理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

第 27 条（役員の解任）

理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

第 28 条（役員の報酬等）

理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第 29 条（取引の制限）

理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 自己または第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己または第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

第 30 条（責任の免除又は限定）

この法人は役員の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 198 条において準用する同法第 111 条第 1 項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除した額を限度として免除することができる。

- 2 この法人は、外部役員との間で前項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金 10 万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第 7 章 理事会

第 31 条（構成）

理事会は、すべての理事をもって構成する。

第32条（権限）

理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

2 理事会は次に掲げる事項、その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設定、変更及び廃止
- (5) 一般財団法人の業務の適正を確保するための体制整備
- (6) 第30条の責任の免除又は限定

第33条（招集）

理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

第34条（議長）

理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

第35条（決議）

理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第36条（決議の省略）

理事が理事会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

第37条（報告の省略）

理事又は監事が理事及び監事の全員に対して、理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第24条第3項の規定による報告については、適用しない。

第38条（議事録）

理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更、合併、事業の譲渡及び解散

第39条（定款の変更）

この定款は、評議員会の議決を得て変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条及び第10条についても適用する。

第40条（合併等）

この法人は、評議員会の決議により、他の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

第41条（解散）

この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

第42条（剰余金の分配の制限）

この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第43条（残余財産の帰属）

この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

第44条（公告の方法）

この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は官報に掲載する方法による。

第 10 章 会長および顧問の設置

第 45 条（会長の設置）

この法人は、任意の機関として 1 名の会長を置くことができる。

- 2 会長は理事会の決議を経て代表理事が委嘱する。
- 3 会長は、次の職務を行う。
 - (1) 代表理事の相談に応じること。
 - (2) 理事会から諮問された事項について意見を述べること。
 - (3) 財団の発展に寄与することで、代表理事の求めに応じて財団の業務に参画すること。
- 4 会長の選任の基準、任期および報酬等の細則については、理事会の決議によりこれを別に定める。

第 46 条（顧問の設置）

この法人は、任意の機関として 2 名以内の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は理事会の決議を経て代表理事が委嘱する。
- 3 顧問の職務は、この財団の重要な事項につき代表理事の諮問に応じるほか、代表理事の求めに応じて財団の業務に参画すること。
- 4 顧問の選任の基準、任期および報酬等の細則については、理事会の決議によりこれを別に定める。

第 11 章 事務局

第 47 条（事務局）

この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

- 2 事務局には、事務局長を設置する。
- 3 事務局長等の重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 12 章 委員会

第 48 条（委員会）

この法人事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、理事会において選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める委員会規定によるものとする。

4 委員会は、法令及びこの定款で定める評議員会及び理事会の権限を制約する運営を行うことができない。

第 13 章 個人情報の保護

第 49 条（個人情報の保護）

この法人は業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 14 章 補 則

第 50 条（実施細則）

この定款に定めるものほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人認定等に関する法律施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記をおこなったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記日の前日を事業年度末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の代表理事は、佐藤孝道する。

4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

評議員	近藤 博恒
評議員	鈴木 宗男
評議員	石黒 大山
評議員	後藤 文男
評議員	菱田 仁士
評議員	菊池 正悟

評議員 小池 修
評議員 松本 龍夫
評議員 横井 眞

5 平成 27 年 6 月 27 日 一部（第 10 章以下繰り下げる）改正実施する。